

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に準じて、広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定に準じて公表します。

令和5年2月27日

岩手中部広域行政組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 実 施 方 針

令和5年2月27日
岩 手 中 部 広 域 行 政 組 合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（案）

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	3
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項	15
第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	16
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19

第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

No	用 語	定 義
1	本組合	岩手中部広域行政組合をいう。
2	構成市町	花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町をいう。
3	広域不燃ごみ処理施設	不燃ごみ、不燃性大型ごみ等を破砕・選別するための施設の総称とし、工場棟、付属棟、外構等のすべてを含めていう。
4	本事業	本組合が実施する広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
5	本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理される広域不燃ごみ処理施設をいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
6	本実施方針	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業実施方針をいう。
7	要求水準書	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書をいう。
8	施設基本計画	令和3年3月に策定した一般廃棄物処理施設基本計画（広域不燃ごみ処理施設基本計画）をいう。
9	岩手中部クリーンセンター	本施設に隣接して立地している岩手中部クリーンセンターの総称とし、工場棟、管理棟、外構等、岩手中部クリーンセンターを構成するすべてを含めていう。
10	敷地	岩手中部クリーンセンターや地域振興施設等が立地する用地全体を指し、本事業の事業用地を含む約 11.6ha の範囲を指す。
11	事業用地	敷地のうち、本事業にて建設工事を行い、運営・維持管理を実施する約 3.1ha の範囲をいう。
12	工場棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、破砕・選別プラント設備を内包する建築物をいう。
13	付属棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、工場棟を除く建築物で、計量棟、洗車棟等の総称をいう。
14	DBO 方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
15	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
16	受入対象物	構成市町内から排出され、委託業者、許可業者、直接搬入者が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
17	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称していう。なお、不燃性大型ごみは、不燃ごみのうち収集袋等に入らない大型のごみを対象としている。
18	処理不適物	破砕処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
19	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
20	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
21	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
22	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
23	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
24	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」という。

No	用 語	定 義
25	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
26	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）」をいう。
27	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
28	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書（案）」をいう。
29	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本組合と運営事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約書」に基づく契約をいう。
30	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
31	建築物等	本施設の建物を総称していう。
32	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を破碎処理又は保管するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
33	事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
34	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
35	構成員	構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
36	構成事業者	構成員と協力企業の総称をいう。
37	協力企業	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
38	事業期間	設計・建設業務期間及び運営・維持管理業務期間から構成される約 22 年間をいう。
39	実施方針等	実施方針公表時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」、「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（案）」、「リスク管理方針書（案）」、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
40	入札提案書類	入札参加者が本事業の入札に際し、本組合に提出するものとして、入札書及び技術提案書をいう。
41	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称していう。
42	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
43	入札説明書	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」をいう。
44	様式集	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 様式集」をいう。
45	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
46	落札者決定基準	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。
47	リスク管理方針書	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 リスク管理方針書」をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 高橋 敏彦

(4) 事業予定地

北上市和賀町後藤3地割地内

(5) 事業の目的

本組合は、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町から構成される一部事務組合である。平成27年10月に岩手中部クリーンセンターが稼働、同年12月には遠野中継センターが稼働し可燃ごみの広域処理を行っている。

これに対して不燃ごみは、現在構成市町の4施設で処理を行っていることから、令和2年度には施設基本計画を策定し、ごみの適正な処理を進めるための基本的事項等を定めるとともに、不燃ごみ処理を組合事業として一元処理を行うメリットを活かした事業を検討している。

本事業では、広域不燃ごみ処理施設を岩手中部クリーンセンターの隣接地に建設し、環境保全対策や火災・爆発事故対策技術の導入などにより、次世代にわたり地域に安全と安心を約束する整備・運営事業を実施することを目的としている。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、本施設の建設に係る資金調達を行って本施設を所有し、設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者に一括して委託するDBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

本施設の設計・建設に係る業務は、事業者単独又は共同企業体を設立し行うものとする。

本施設の運営・維持管理に係る業務は、特別目的会社（SPC）を設立し行うものとする。

なお、本組合は本施設を標準的な耐用年数である30年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は本施設を本事業終了後も使用継続することを前提として各業務を行うこととする。

イ 契約の形態

本組合は、事業者に本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括で委託するために、基本契約を締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者と、建設工事請負契約を締結する。

さらに、本組合は、基本契約に基づき、運営・維持管理業務に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。（「別紙1 本事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

ウ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間：特定事業契約締結日から約 22 年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

運営・維持管理期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日とする。

エ 事業スケジュール（予定）

(a) 実施方針等の公表	令和 5 年 2 月 27 日
(b) 特定事業の選定の公表	令和 5 年 3 月中旬
(c) 入札公告	令和 5 年 5 月上旬
(d) 提案書提出	令和 5 年 9 月下旬
(e) 落札者の決定	令和 5 年 11 月下旬
(f) 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
(g) 仮契約の締結	令和 6 年 1 月下旬
(h) 特定事業契約の締結	令和 6 年 2 月下旬
(i) 本施設の竣工及び引渡し	令和 8 年 3 月 31 日
(j) 運営・維持管理業務開始	令和 8 年 4 月 1 日
(k) 契約終了	令和 28 年 3 月 31 日

オ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等本組合が実施する業務に対して協力する。

(a) 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

(b) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。
- ③ 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示す。
- ④ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、施設保全計画等の策定、工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うこととする。

(c) 運営・維持管理業務

- ① 運営事業者は、本組合と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（不燃ごみ、不燃性大型ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として運営マニュアル・運営計画書の作成・改訂、受付・計量業務、運転管理業務（可燃物・不燃物搬出等業務を含む）、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務を行う。
- ② 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、許可業者及び直接搬入者からのごみ処理手数料について、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。詳細は、要求水準書を参照すること。

- ③ 運営事業者は、本組合から協力要請があった場合には、見学者や視察者等に対する説明補助や作業調整に協力をする。

カ 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(a) 処理対象物の受入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の受入をする。

(b) 資源物の資源化

本施設において破砕鉄・破砕アルミ・小型家電・処理不適物を資源化業者に引き渡し、資源化を行う。

(c) 本事業のモニタリング

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(d) 住民への対応

周辺住民からの意見や苦情への対応は、運営事業者と連携して行う。ごみ受入等に関する電話による問い合わせに対する対応は本組合が行う。

(e) 見学者及び視察者対応

本施設への見学者及び視察者等の予約受付から説明までを行う。

(f) 本事業に必要な手続き

本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等を事業者と連携して行う。

キ 事業者の収入（本組合からの支払分）

(a) 設計・建設業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

(b) 運営・維持管理業務に係る対価

本組合は、本事業の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

ク 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

本組合は、次の考え方・手順に従い、PFI 法に定める手続に準拠し、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業を DBO 方式にて実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本組合の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算すること

により評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本組合は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業の入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和5年2月27日	実施方針等の公表
令和5年3月14日	実施方針等に関する質問の受付
令和5年3月28日	実施方針等に関する質問の回答
令和5年3月中旬	特定事業の選定・公表
令和5年5月上旬	入札公告
令和5年5月上旬	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、リスク管理方針書)の公表
令和5年5月中旬	現地見学会
令和5年5月下旬	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
令和5年6月中旬	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
令和5年6月下旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和5年7月上旬	資格審査結果の通知
令和5年7月中旬	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和5年7月中旬	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
令和5年7月下旬	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和5年9月下旬	入札提案書類の受付期限
令和5年11月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和5年11月下旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和5年12月上旬	基本協定締結
令和6年1月下旬	特定事業契約仮契約締結
令和6年2月下旬	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については「第9章4. 実施方針に関する質問・意見の受付」に示す。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、PPP/PFI 手法により実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和 5 年 3 月中旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和 5 年 5 月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本組合のホームページ等にて公表する。

エ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を令和 5 年 5 月中旬に開催する。なお、具体的な日程等の詳細については入札説明書等に示す。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

カ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等、資格審査に必要な書類の提出を令和 5 年 6 月中旬に求める。なお、資格審査の結果は令和 5 年 7 月中旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類を令和 5 年 9 月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。本組合は、本事業を実施する落札者を決定し、入札参加者には、令和 5 年 11 月下旬に通知するとともに、本組合のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

本組合は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立し、本組合は、建設工事請負契約を構成事業者に含まれる建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と令和 6 年 2 月下旬に締結する。（仮契約を令和 6 年 1 月下旬に締結し、組合議会の議決を経て本契約となる。）

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・建設業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設 JV」という。）を組成することができる。建設 JV となる場合は、建設 JV の代表構成員は、構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成事業者の企業数の上限は任意とするが、構成事業者は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- エ 入札参加者は、「第 3 章 3 (2) イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50% 超）になるものとする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設 JV を組成する場合は、代表企業が建設 JV の代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成事業者は、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成事業者も適用する。
- キ 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 岩手中部広域行政組合に競争入札参加資格申請を行っていること。
- (b) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (c) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (d) 建築物等の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (e) 参加表明書の受付締切日時点において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の建築一式工事の総合評点が 850 点以上

であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿の登録に替えることができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。

イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 岩手中部広域行政組合に競争入札参加資格申請を行っていること。
- (b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (d) 参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の清掃施設工事の総合評点が1,200点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿の登録に替えることができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。
- (e) 参加表明書の提出日において地方公共団体又は一部事務組合発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の稼働実績を元請として有すること。

ウ 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 岩手中部広域行政組合に競争入札参加資格申請を行っていること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加資格申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿の登録に替えることができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。
- (b) 地方公共団体又は一部事務組合の一般廃棄物処理施設で、高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の1年以上の運転管理業務実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。
- (c) 地方公共団体又は一部事務組合の一般廃棄物処理施設（単独もしくは焼却処理施設等と併設で、破砕処理施設を有するもの。）に係るPFI又はDBO事業において1年以上の運転管理業務実績を有すること（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）。
- (d) 廃棄物処理施設技術管理者講習（破砕・リサイクル施設）を修了し現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後1年間以上配置できること。
- (e) 電気主任技術者をはじめとする、要求水準書（案）第3編第2章2.2.に示す資格を有する者を配置できること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- イ 岩手県又は構成市町の指名停止等の措置を受けている者。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき、又は次に掲げる者。
 - (a) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者
 - (b) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 国税又は地方税を滞納している者。
- サ 本組合が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本事業に関し、本組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - (a) 株式会社エイト日本技術開発
 - (b) 豊原総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補

充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格要件を欠いた日とする。

- ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは、本組合と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。
- イ 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本施設内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、本施設内に設置することを認めるものとする。
- ウ 運営事業者の目的は、本事業の運営・維持管理業務を実施するもののみであること。
- エ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- オ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する、広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。本組合は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 落札者決定基準の概要

ア 非価格要素（技術提案）審査

施設整備（及び施設運営）の基本方針に対する本施設の設計、施工、運営方法などについて評価する。施設整備の基本方針を含め評価の内容は以下に示すとおりである。

(a) 施設整備の基本方針

- ① 循環型社会に適した処理を行うことができる施設
- ② 安全・安心な施設

- ③ 経済性に配慮した施設
- ④ 地域特性に配慮した施設

(b) その他

イ 価格要素審査

- (a) 施設整備費
- (b) 運営業務委託費

(4) 結果の公表

本組合は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として、リスク管理方針書（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する施設の設計・建設、運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、業務委託料の減額等を行うことができる。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 北上市和賀町後藤3地割地内
- (2) 敷地全体面積 約11.6ha（うち、事業用地は約3.1ha）
※なお、事業用地約3.1haを全て使用するものではない。

(3) 都市計画等事項

都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

ア 都市計画区域	区域内
イ 用途地域	指定なし
ウ 都市施設	ごみ処理場
エ 防火地区	指定なし
オ 高度地区	指定なし
カ 建ぺい率	70%以内
キ 容積率	200%以内
ク 高さ制限	なし

2 施設の規模及び概要

(1) 本施設の概要

施設の種類	概 要	
破砕施設	処理対象物	不燃ごみ、不燃性大型ごみ、危険ごみ・有害ごみ、災害廃棄物（非定常時に発生）
	処理方式	破砕・選別・保管
	処理能力	13t/5h 【不燃ごみ、不燃性大型ごみ】 低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁力選別機、粒度選別機、アルミ選別機 等

(2) 建築物等構成

工場棟、付属棟、防災調整池、外構他

第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。

2 所轄裁判所の指定

特定事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結に当たって、あらかじめ本組合議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

岩手中部広域行政組合情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公表の翌日から令和5年3月14日まで

(2) 提出方法等

ア 問合せ先

事務局：岩手中部広域行政組合

所在地：〒024-0335 北上市和賀町後藤3地割60番地

T E L：0197-72-8286

電子メール：iwatechubu@chubu4ct.jp

イ 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成すること。

(3) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、受付期間終了後、3月28日を目処に当組合のホームページにて公表予定とする。

(4) その他

提出のあった質問、意見に関しては本事業に直接関係するもので、本組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問、意見に回答するとは限らない。

図1 事業スキーム（例）

